

監査委員の決算審査意見

平成21年度中頓別町各会計歳入歳出決算審査は、平成22年6月16日から8月26日（中頓別町国民健康保険病院事業会計）、7月26日から8月26日（中頓別町一般会計等その他全会計）の日程で行われました。監査委員からの決算審査意見書の要旨をお知らせいたします。



決算審査意見書の要旨

（1）中頓別町国民健康保険病院事業会計

21年度の病院事業の決算状況は、損益計算書で見ると11,705千円の純利益となり、累積欠損金は前年度に比べ減少し、278,294千円となっている。

これは、18年度からスタートした公営企業経営健全化計画に基づき、一般会計から繰出しを受けて、単年度欠損金を出さないようにした結果である。

患者数の動向は、前年度に比べ、入院で微増したものの外来で大きく減っている。患者1人1日当り診療収入で見ると、入院は3,118円（19%）の増となり、外来も1,966円（37.3%）の増となっている。

項 目		平成20年度	平成21年度	増減	
入院	患者数	延 数	7,652 人	8,217 人	565 人
		1 日平均	21.0 人	22.5 人	1.5 人
	患者 1 人 1 日当り診療収入	16,432 円	19,550 円	3,118 円	
外来	延 数	24,116 人	19,425 人	▲4,691 人	
	1 日平均	98.8 人	80.3 人	▲18.5 人	
	患者 1 人 1 日当り診療収入	5,264 円	7,230 円	1,966 円	

給与費は、前期末に比べ25,315千円増加しているが、15対1入院基本料の実現等により、医業収益が医業費用の伸びを大きく上回っている。労働分配率、医業収益に対する職員給与費の割合は、前年度と比べ58.3%の減（146.7%）と改善されている。

病院事業は、地方交付税の拡充など追い風要因はあったものの、病床利用率の交付税措置への反映の行方、医師不足の影響などで、

これからも非常に厳しい経営が続くと判断され、今後も引き続き経営改善の努力が必要である。

(指摘事項)

①公営企業会計は発生主義、複式簿記を採用し、現金主義、単式簿記と損益の認識基準が異なることから、いまから現行財務規則の特例規則の制定に向けた準備を急がれたい。

②固定資産台帳と貸借対照表上の数値の乖離について、現存しない資産の会計処理を急がれたい。

③病院事業会計に現れない資産変動について、国の地域活性化生活対策事業臨時交付金を財源に一般会計において、国保病院設備修繕・更新事業が実施されている。

地方公営企業法では、経理方法について、「経営成績」と「財政状態」を明らかにすることが求められている。また、法施行令においても会計の原則が定められている。

本件の問題点は、国保病院資産に明らかに修繕あるいは建設改良等の事実が発生しているにもかかわらず、当該事業予算・決算にその形跡が一切現れていないことにある。

もとより、簿外处理的な資産の変動は、法の予定するところではなく、企業会計設置の意義が失われる不適切な会計処理と言わざるを得ない。独立した企業会計・特別会計等において、こうした事業を執行する場合は、補助金（あるいは出資金）として一般会計等から繰出しを行い、当該会計予算に反映させるのが適正な処理と言える。

おおよそ監査は、執行済み、決算段階の事後的な事態にしか対応できないので、合规性、妥当性の判断は予算案の作成過程において執行機関内で十分検討協議しておくべきである。

平成21年度決算については、病院事業会計、一般会計とも適正な処理とは言い難いので正常化を求める。

(2) 一般会計及び特別会計（国民健康保険病院事業会計を除く）

地方自治体の財政運営の指針となる平成21年度地方財政計画では、地方交付税の原資となる国税5税や地方税の大幅な落ち込みで計画規模が縮小したにもかかわらず、規定のルールとは別枠で1兆円の特別加算などが加えられ、交付税の出口ベースは2年連続で増え、自治体間の財政力格差は縮小の方向に向かった。

地方交付税の復元は、財政健全化法4指標（①実質赤字比率、②連結実質赤字比率、③実質公債費比率、④将来負担比率）の算定基礎となる標準財政規模（分母）がふくらむなど、実質公債費比率の上昇により早期健全化団体となった本町にとっていささか

の追い風となっている。

財政健全化法の4指標のうち、実質公債費比率は25.6%となり、早期健全化判断基準(25.0%)を上回っているものの、当初の計画どおり比率を減らしている。

財政健全化計画では、実質公債費比率は平成22年度決算で23.9%となる見通しであるが、起債の許可団体から脱するためには、実質公債費比率18%未満を目指し、公債費負担適正化計画に基づく長い財政再建の道のりが続くことになる。

地方分権の進展により、これまでの国のひも付き補助金が一括交付金に変わる時代を迎えようとしている。加えて、地方自治法の大改正が目前に迫る中、各自治体はいま以上に自らの考えと責任で住民福祉向上のための施策を取捨選択しなければならない。

新しい思考回路を持たず、自律歩行のできない自治体は分権の恩恵を享受することはできない。まずは、一刻も早い財政規律の回復に努め、不要不急、効果のあいまいな事業、前例主義を一掃し、全庁一丸となって行財政改革に取り組むことを望むものである。

(指摘事項)

- ① 徴収権の消滅時効を理由とする町税の不納欠損処理について、通常、町税が納付納入期限までに完納されない場合には、まず督促状が送付され、次に文書、電話、呼び出し、臨戸等による納税の催告が行われる。そして、それでも納税の履行がされないときには、納付を促す目的で差押え等の滞納処分が実施される。

督促状の送付から滞納処分に至る一連の事務の流れの前提として徴収権の行使があり、消滅時効の成立にともなう不納欠損を増やすことのないよう行政は対処する義務がある。

とくに地元在住の滞納者について、現年度課税分の徴収を優先させている実態は理解しつつも、徴収権の消滅時効を根拠とする不納欠損処理が増えれば、一般市民の納税意欲の減退につながりかねない。

従前の決算審査でも指摘したとおり、不納欠損や滞納整理事務の執行に当たっては、「不納欠損処分取扱規程」、「滞納整理取扱規程」等、客観的かつ具体的な基準を整備することが望ましい。

- ② 公金支出の制限について、スクールバス購入の際及び山村プールのオープンにあたり僧侶による安全祈願が行われ、交際費からそれぞれ5千円が謝礼として支出されていた。

当該事例については、憲法第89条に定める公金禁止に該当するので適正な措置をとるよう求める。

前年度・前例主義に陥ることなく、全部局において、公金支出の禁止並びに制限に関する類似案件を点検し、違憲性の疑義を生じないように対処されたい。

また、交際費の概念・要件を明確化し、支給基準を定めるとともに、透明性確保のため用途の公開についても検討されたい。

- ③ 随意契約の限度額について、地方公共団体における契約の締結は、一般競争入札によることが原則であり、任意に特定の業者を選定して契約を締結する随意契約については、地方自治法施行令または地方公営企業法施行令に定める場合に限り、認められるものである。

総務費の備品（図書）購入費において一件80万円を超える売買が2件あったので、法令に基づいた契約を行うよう担当職員への指導監督を強化されたい。

- ④ 報償費の見直しについて、例年、町民文化祭の記念行事運営（町教育委員会・町文化協会共催）にあたり、教育費から10万円の報償費が共催団体である町文化協会に支出されている。

町民文化祭には、同協会に属さない団体・個人も一般参加しており、行政はこれらの団体・個人に対しても等しい取り扱いをとるべきであり、そもそも町民が自主的に日ごろの文化活動の成果を発表する行為に公費で謝礼を支払うべきか再考を要する。

「町民文化祭」の名称どおり、参加者全体に等しく公費（税金）が役立てられるようその用途を早急に見直されたい。

- ⑤ 公営企業会計及び特別会計への繰り出しについて、平成20年度からはじまる国の景気対策の一環として、「地域活性化・生活対策臨時交付金」等により、国保病院設備の修繕・更新事業及び下水道終末処理場において浸水対策事業が実施されているが、本来ならば各所管の会計に一般会計から繰り出しを行い、それぞれの予算・決算に反映させることが相当と判断する。

平成21年度決算については、病院事業会計、下水道事業特別会計、一般会計とも適正な処理とは言い難く正常化を求める。

なお、こうした会計処理により、町民に配付する普通会計のバランスシート、行政コスト計算書の実相が異なることになり、当該年度以降の決算数値にも影響を残すことになるので今後十分に説明責任を果たす必要がある。

⑥ 調定事務及び収入事務の見直しについて、介護保険料滞納繰越について、平成 19 年度分繰越調定が起票されておらず、決算書に計上されない状態になっていることは、同特別会計の項で指摘した。これは、繰越調定の決裁はなされていたものの、調定伝票を切らなかったために平成 21 年度の繰り越さなかった事案である。一般会計歳入の項における老人福祉施設入所費負担金現年度分の収入未済についても、出納整理期間中の納入が新年度分なのか、現年度分なのか、消し込み・チェックを行っていけば起こらずに済んだ事案である。

このような事務処理の初歩的な誤りは、各職員の基本的な知識・認識の欠如、決裁過程における審査機能の低下など、複合的な要因で起きており、このまま放置すれば、やがては、行政事務全般の信用を失墜させることになりかねない。

担当職員のみならず管理職員を含めた職員全体が財務規則等の各種法規に基づく基礎的な事務処理方法について相互研修を行い、職員一人ひとりの職務遂行能力の向上と抜本的な意識改革を図る必要がある。